

## 鳥取県告示第 548 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成19年8月12日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 6 月 22 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

- 1 申請のあった年月日  
平成19年6月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人精神障害者家族会すけっと
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
樋口 侑子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
米子市富益町4548-2
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、主に精神障害者に対して、地域での交流、創造的活動、生産活動等社会復帰の促進に関する事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献し当事者の幸せ実現に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項  
役員任期